

○9番（井谷幸恵）（登壇） 日本共産党の井谷幸恵です。

生活保護について。

まず、生活保護費追加給付についてお伺いします。

今回の追加給付は、2013年、平成25年からの生活保護費の引下げについて、2025年6月に最高裁が国の判断を違法としたことを受けて実施されるものです。対象となるのは、2013年8月から2018年9月に生活保護を受給していた世帯、そして2018年10月から2026年3月までの間で、障害者加算や期末一時扶助など一定の加算を受けていた世帯とされています。

そこで、お聞きします。

現在、生活保護受給中で、追加給付の対象となる世帯は何世帯ですか。

また、既に保護は廃止しているが、今回の追加給付の対象となる見込みの世帯は何世帯あるのか、お示してください。

次に、申請についてです。

現在、生活保護受給中の対象世帯は、申請は不要ですが、以前生活保護を受けていて、今は廃止されている対象世帯は、申請が必要になります。こうした生活保護を廃止されている世帯や転居された方々に対して、どのように周知を行うのですか。

また、申請の支援をどのように行うのか、お聞かせください。

さらに、支給金額についてです。

最大額、最少額、平均額、そして総額は、どの程度になるのですか、お尋ねいたします。

また、支給のスケジュールについてもお示してください。

次に、生活保護受給者の生活実態についてです。

実際の生活の中で大変厳しい状況に置かれている方がおられます。例えば、電気やガスの器具がなく、エアコンや冷蔵庫、洗濯機もない、夜は懐中電灯やスマホの明かりで過ごしている、トイレが使えず、近くのコンビニを利用しているというようなケースです。ここまで極端でなくても、エアコンがない、何日もお風呂に入れない、食事の回数を減らしている、身内の葬儀にも出られない、こういった声は少なくありません。こうした実態は、憲法25条に定められた健康で文化的な最低限度の生活とはかけ離れております。

そこで、お聞きします。

こうした状況に対して、市としてどのような支援が可能でしょうか。

また、特に熱中症のリスクもある中で、エアコン未設置世帯の実態調査を行っておりますか。

さらに、エアコン設置への補助制度について検討するお考えはありますか、お伺いします。

加えて、物価高騰により、生活保護費が月末までもたないという声もあります。生活保護費の引上げについて、国や県へ要望すべきと考えますが、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 井谷議員さんの御質問にお答えいたします。

生活保護についてでございます。

まず、生活保護費追加給付についてお答えいたします。

追加給付の対象となる世帯は、約1,700世帯で、そのうち生活保護廃止世帯は、約700世帯を見込んでお

ります。

生活保護廃止世帯や転居された方への周知につきましては、国が特設ホームページやコールセンターを開設しておりますことから、本市におきましては、市政だよりやフリーペーパーを活用して周知を考えております。

申請の支援につきましては、申請手続きが煩雑となることが見込まれますことから、窓口や電話で丁寧な説明に努めるなど、申請する方の負担を軽減できるよう支援してまいります。

給付金額につきましては、対象世帯の人数、年齢、保護受給期間、加算の有無等によって異なりますことから、現時点で最大額及び最少額をお示しすることはできませんが、国の試算によりますと、本市1世帯当たりの平均給付金額は6万4,000円となっており、総額は約1億800万円を見込んでおります。

給付スケジュールにつきましては、生活保護廃止世帯の受付は、国より開始時期が示されてからとなりますが、夏以降の受付開始に向けて調整を進めております。

また、現在保護受給中の世帯への給付につきましても、同様に夏以降の給付開始に向けて調整を進めているところでございます。

次に、生活保護受給者の生活実態についてでございます。

生活保護受給者に対しましては、国の基準に従って保護費を支給しておりますことから、原則として、保護費の中で生活を維持していただくこととなります。ケースワーカーの定期訪問時において、家計管理の助言指導も行っておりますので、お困りの場合には地区担当ケースワーカーに御相談いただくこととなります。

次に、エアコン未設置世帯の実態調査につきましては、地区担当ケースワーカーが定期訪問時にエアコンの保有及び稼働状況の調査を行っております。生活保護世帯のエアコン購入につきましては、支給要件に該当する場合に限り、購入費及び設置費を支給できますが、要件に該当しない方につきましては、修理や買換えを含め、保護費のやりくりの中で費用を捻出していただくこととなり、それでも困難な場合は、社会福祉協議会での生活福祉資金貸付けの利用を御案内しております。

補助制度につきましては、市単独予算となりますことから、限られた予算の中で、制度の創設は困難であると考えております。

生活保護費の引上げにつきましては、国が5年に1度基準改定を行っておりますが、本市といたしましても、県や他市と情報共有を図りながら、国の改定内容に適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤田誠一） 井谷幸恵議員。

○9番（井谷幸恵）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

追加給付の申請書が要る場合ですが、本人任せにせず、行政の積極的な支援が重要です。御答弁の内容で、漏れなく全員が受け取れると思われますか。対象者全員が確実に追加給付を受けられるよう、個別の丁寧な働きかけが必要だと思いますが、御所見を伺います。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 井谷議員さんの御質問にお答えいた

します。

追加給付を対象となる方全てに給付できるようなことを考えてほしいといったような内容かと思います。おっしゃられるとおりではございますが、現在受給中の方々については、間違いなく支給できるものと考えております。ただ、過去に受給された方で転居等があった方につきましては、申請によるところになりますので、なるべく丁寧な広報に努めたいとは思いますが、100％というのはなかなか難しいかもしれないというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、新居浜市のホームページですとか、あらゆる機会を利用して広報できるように周知してまいります。

○議長（藤田誠一） 井谷幸恵議員。

○9番（井谷幸恵）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

エアコン未設置世帯数、故障している世帯数について把握している範囲でお示してください。お願いします。

○議長（藤田誠一） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 井谷議員さんの御質問にお答えいたします。

生活保護受給世帯のうちのエアコン未設置世帯は、調査の結果、9割が設置されておられます。

故障といいましょうか、稼働されてない方が約1割いますが、それぞれエアコンの風があまり体に合わないとか、そういった理由で取付けができていないというふうに調査の結果ではなっております。熱中症が心配されますので、リーフレット等を活用して、熱中症の予防については周知してまいっております。

○議長（藤田誠一） 井谷幸恵議員。

○9番（井谷幸恵）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

やりくりが難しい人や社協に借りられない人や借りても返せない人もおりますので、補助制度の検討をと思いましたが、しないとの御答弁でございました。誰もが健康で文化的な生活ができるよう、一人一人に寄り添っていただくこと、市民の命と暮らしを守る市政を要望いたしまして、次の質問に移ります。